

第 19 号議案

東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 6 日

提出者 東京都台東区長 生 沼 正 篤
職務代理者副区長

(提案理由)

この案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の改正に伴い、教育長の給料の額を審議会の審議の対象に追加するため提出します。

東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の一部を
改正する条例

東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例（昭和39年7月台東区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「副区長」の次に「並びに教育委員会の教育長」を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都台東区特別職議員報酬及び給料審議会条例の規定による審議会の意見の聴取は、この条例の施行の日前においても行うことができる。